



Title	アメリカ合衆国における政教分離の原則（４）
Author(s)	熊本, 信夫; KUMAMOTO, Nobuo
Citation	北大法学論集, 16(4), 103-142
Issue Date	1966-05-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16068
Type	departmental bulletin paper
File Information	16(4)_p103-142.pdf



アメリカ合衆国における政教分離の原則 (四)

熊 本 信 夫

目 次

序	第三節 憲法第六條三項と修正第一條制定以後の狀況（以上本誌一五卷四号）
第一章 植民地時代	第四章 修正第一條の解釈
第一節 教会と植民地における政治の結合	第五節 修正第一條の成立と州への適用（以上本誌一六卷一 号）
第二節 教会と植民地における政治の分離	第三章 物質的援助の問題
第三節 宗教的寛容と政教分離の原因（以上本誌一五卷三号）	第一節 宗教団体經營の施設に対する援助（以上本号）
第二章 修正第一條	第四章 宗教教育および宗教的儀式に対する援助の問題
第一節 修正第一條制定以前の狀況	結 び
第二節 憲法第六條三項と修正第一條の制定	

第三章 物質的援助の問題

第三章では国家によって行なわれる、宗教団体に対する援助の問題を、経済的な角度から取りあげることとする。政教分離の問題は、国家の、教会乃至宗教活動に対する援助の面だけに限られず、教会乃至宗教活動による国家に対する問題も考えなければならぬところではある。しかしながら、すでに「序」において述べたように、現代の福祉国家活動の下においては、国家の、教会乃至宗教活動に対する援助はその中心的位置を占めていると考えられる。とりわけ現代国家の福祉的役割を考えると、国家の福祉的活動にもなつて生ずる政教分離の見地からの問題は、国家の、教会、宗教団体乃至宗教活動に対する経済的な援助の問題に集約されると思われる。このような経済的乃至物質的援助は、国家の積極的な援助と消極的な援助まで広い範囲にわたる。前者は具体的にはたとえ、宗教活動の一環としての孤児院、病院、学校等に対する公金の支出と言ひ面に、後者は宗教的施設、たとえば礼拝堂、および周辺の敷地、その他に対する租税の免除と言ひ面にみられるところである。

ここではこれらのうち、宗教団体経営の施設に対する援助の問題

題、教科書の供給をめぐる問題、児童の通学に対する援助の問題に限って取りあげることとする。このような国家の援助に対して、第一章および第二章で扱つて来た連邦憲法修正第一条の、州においてはその趣旨を受けて規定された——政教分離の理念は、どのような解決を与えたのであろうか。これを具体的な事件を通じて明らかにしようとする。

そこで州においては州最高裁判所で扱われた判例を、連邦においては連邦最高裁判所で扱われた判例を、出来る限り具体的に紹介することから始め、これらの判例を通して全体的な傾向をとらえることに意を用いることとする。もとより州の判例の場合には、その基本となる政教分離原則を宣言する憲法規定が、連邦憲法修正第一条とその趣旨を等しくするのではあつても、規定の方法その他において異なる場合が少なくない。更に第一章で述べたように、州によって初期の植民地形成の時代における宗教的背景を異にしており、従つて州の判例の一つの流れとして取り扱ひ、その上に連邦の判例を位置づけることによつて、全体としての変遷を一つの脈絡としてとらえることには問題がないわけではない。しかしここでは全体としてどのような状況にあるか、を知るために右のような方法をとることとした。

第一節 宗教団体経営の施設に対する援助

第一項 州における判例

一、宗教団体がその宗教活動の一環として種々の活動を行つて来たことは、合衆国の場合特に著しいところである。このような活動として孤児院、病院、学校等の経営がある。これらの経営に対して州政府および他の公共団体による物質的な援助（多くの場合公金の支出を意味するのである）が政教分離の見地から争われる。ところでこれらの事件は、(一)、州政府等による物質的援助が容認された場合、(二)、物質的援助が否定された場合、および、(三)、物質的援助を停止した行為が容認された場合に區別することが可能である。この場合(三)は結局物質的援助が否定されたことを意味するのに等しく、(二)の中にふくめて考えることができるのであるから、実際には(一)の場合および(二)の場合の二つになる。そこで(一)の場合をまず最初に取りあげて政教分離の見地から公けにやる援助の容認された限界を明らかにしたい。次に(二)の場合を取りあげ、公けの援助が否定された限界を明らかにする。

このことは連邦憲法修正一条および同条の趣旨を受けて規定された各州憲法の政教分離条項——言うまでもなく各州によつて規

定の体裁および文体を異にするのではあるが——によつて、州の場合の援助の合憲、違憲の限界を示すこととならう。

二、州政府等による物質的援助が容認された場合

(1) 宗教団体の活動に対する公けの援助の一例として、教育委員会が教会等の建物の一部を賃借料を支払い借用し、公立校を設置する行為がある。このような行為が、当該公立校における宗教的儀式、教義の指導が行われたこと、あるいは修道女等の聖職者が教師となつてゐること、を理由に争われる。このような事案として一八八七年のミラー対教育委員会事件⁽¹⁾ Millard v. Board of Education があつた。

この事件ではイリノイ州の地区教育委員会がカトリック教会の地下室を一〇ヶ月につき六〇〇ドルの賃借料を支払つて約一〇年間にわたつて借用し、公立校を設置し、カトリック教会に所属する教師のみを雇用了たものである。この事案は教会の建物の一部を借用して開設された初期の公立校の歴史にみられる一事例である。この種の事件は主として公金と教会の資金との混同から生じている。本件では問題の教師が聖職者の衣裳を着用して指導にあつていたかどうかは明らかではない。しかし教会において午前

八時からカトリックの聖餐式を、教室内において午前八時半から九時まで教理問答の指導を、それぞれ授業の開始前に行ない、更に正午には御告げの祈禱が教師および生徒によって行われたことが明らかにされた。この教会での聖餐式にはカトリック教会に所属する生徒および教師の出席が要求された。このような公立校の運営について一納税者が、公立校生徒に対する右のような行為の差止を求めて訴えを提起した。これに対し裁判所は、上告申立の第一点、すなわち公立校が教会の一部を借用した行為について次のように述べ、教育委員会の行為を容認した。

「当該公立校がカトリック教会の地下室に設置された事実についての上告人の申立は何の重要性をも有するものではない。もし同学校を経営していた地区が校舎を有せず、教育委員会が学校の目的にあてるために建物を手に入れることが必要な場合には、委員等は公立校の校舎として適当な施設をその所有者から借用する権限を有するのである。この場合右の施設の所有者がメソヂイスト、プレスビテリアン、ローマ・カトリックあるいは他のいかなる教派の人々であろうと、少しも問題ではないのであり、また選択された建物が教会として用いられていても同様に問題とはならないのである」⁽²⁾

裁判所はこの事件で、公金が教派の教義を指導するために用い

られたものではなく、宗教団体の所有する建物の一部に公立校を設置経営することが宗教に対する援助にはならない、とする立場をとった。また教師の選任について裁判所は、州法は公立校の教師の資格として、いかなる宗教的信念をも要求しているものではない、とする理由から、学校当局が最上であると考える場合にはどの教会に所属するものであっても、あるいは教会に所属しないものであっても、教師として選任し、採用することができる、とした。

上告人の主張する理由の一つである宗教儀式への出席について裁判所は、このような儀式への出席は、教育委員会がこれを法的に義務づけたものではなく、児童の自由な意思に委ねられた問題なのである、として原審の判旨を容認した。⁽³⁾このようにして結局本件では公立校設置のために教会の一部を借用した教育委員会の行為を容認することとなった。

[2] 孤児院に対する公共団体の援助が州憲法に反するかどうかについては、一九〇四年のニュー・ヨーク州の場合がある、この事件では孤児院に対する公金の支出の適法性を認めた。すなわち、サージント対教育委員会事件⁽⁴⁾ Sargent v. Board of Education である。この事件では、ローマ・カトリック教会の教員および教

会の役員によつて運営されていた「聖メアリ孤児院」(St. Mary's Asylum for Orphan Boys)の四人の修道女に対する、ロチエスター市教育委員会からの一ヶ月一九〇ドルの給与の支払の差止が請求されたのである。これら修道女は「ダウ法」(Dow Law)として知られる一八九四年の州の統合学校法 (Consolidated School Law)に基づき、同州教育委員会によつて当該孤児院の教師として採用され、右の給与の支払を受けていたものである。

ところで同法一二条は職業学校、インディアンのための学校、孤児院のための学校等の組織に関する規定を設け、同市憲章に従つて、教育委員会の設立認可に関する権限、右の各学校の教師の雇用に関する権限を定めるものである。また同市憲章は教育委員会に対して、同市における右の種類の学校の組織を義務づけ、孤児院における児童の普通教育のため資金を支出する権限を与えていた。このような事情の下に、裁判所の認定したところによれば、

「過去多年の間、同市は教育委員会による管理に従い、孤児院に対し、その児童の普通教育のため資金を支出して来ていた。この普通教育を行う孤児院の施設は、同市における公立校の同年令の児童に与えられているものと等しいものである。また右の施設においては、公立校と等しい学年制、学習課程、教科書、試験、学習時間に従い、児童の教育が行なわれているのである。また、

この施設において、宗教的な教理、教義の指導は、教育委員会の設けた規定および規則によつて定められた学習時間中には行なわれていないのである。

ただ、宗教的な教育は（学習時間外に）筆者）午後七時に行なわれていたにとどまるのである。⁽⁵⁾」

裁判所はこのような事実に基づき、当該孤児院は州憲法九条四項に定める、公金の支出を禁ずる学校、もしくは教育施設 (An institution of learning) ではなく、州憲法八条一四項に言う公金の支出を認める特殊な施設である、とする立場を明らかにした。すなわち同州憲法九条四項は次のように定める。

「州あるいはその機関は、宗教的教派の支配、あるいは監督の下に、全部あるいは一部置かれている学校あるいは教育施設を、あるいは教派的な教理または教義が教えられる施設を、援助または維持するために……公金あるいは州の財産または信用を用いることはできない。ただし、それらの施設等を審査または視察するために用いる場合はこのかぎりではない。⁽⁶⁾」

このような規定に対して他方、同州憲法八条一四項は次のように定める。

「本憲法は立法機関に対して、盲人、聾啞者、少年犯罪者のた

めの教育と維持に適當であると考えられる法律を設けることを妨げるものではない。

また、本憲法は郡、市、町、村に対して、公的または私的いづれの支配の下にあるかを問わず、孤児院、保護を必要とする児童 (dependent children) のための施設、および矯正施設の在住者の保護、援助、維持および普通教育 (secular education) のための規定を設けることを妨げるものではない。

全部または一部私的な支配を受けている博愛的、慈善的、矯正の、改善的施設に対する保護、援助、維持のための、郡、市、町、村による支払は是認される。しかし (このことは筆者) 立法機関に対して支払を義務づけるものではない。

このような支払は、州の慈善委員会 (the state board of charities) の制定した規則に従って收容され、保護されていない施設⁽⁷⁾の在住者に対してなされてはならない。

裁判所はこのような八条一四項に基づく立場から教育委員会の行為を有効なものとした。この判決では更に教育委員会の行為を容認した他の理由として、孤児院に対する公共団体の援助が、いわば憲法制定以前からの慣習であった、とする立場から次のように述べている。

〔一八五〇年以来筆者〕、ニュー・ヨーク市以外に存在する州内の、いくつかの法人の孤児院は、同年制定の州法二六一章に

よって当該市あるいは地区における公立校 (the common school) と同じように、当該施設において教育を受ける児童の数に比例して、同様な方法で、かつ同様な程度で学校資金の配分を受けて来たのである。

同法の制定以来、市当局はいかなる部門からの反対も受けずに、当該目的のための資金を一括して準備して来たように思われる。事実これらの孤児院は教育委員会に対して右の目的のための資金の支払を求めることができたのである。⁽⁸⁾

ところで現行憲法制定以前の、この州の制定法および普通法は憲法に反しないかぎりそのまま残されている。すなわち、現行憲法制定以来、私法人によって管理されて来た慈善事業を維持するための制定法の制度は、憲法が実効性を有した時に無効とはされなかつたのである。⁽⁹⁾当然この主張は、孤児院の児童の普通教育のため、租税によって調達された資金の支出を定める制定法に対しても、完全な効力を持って適用されるものである。⁽¹⁰⁾

この判決では孤児院等に対する公金の支出を是認する州憲法八条一四項の規定があつたこと、更に同孤児院において行われた教育が公立校における教育と実質的に等しいものであり、学習時間中には宗教教育を行なっていない点に合憲とされた理由がある。

しかしそれと同時に見落すことの出来ない点は、最後にあげた判旨にみられるように、孤児院等の経営が、州における憲法典の制

定以前から主として宗教団体によって行われており、そのような経営に対する公共団体による援助が、必要不可欠なものと考えられ、また同時に当然のことと受け取られていた慣習に基づく、と判示したことであろう。

[3] 一九〇八年には教育委員会の、教区校の一部を借用して公立校を設置した行為が、ウイスコンシン州において争われた。すなわち「ドナー対学校区事件」⁽¹¹⁾ *Donner v. School District No. 5* である。

事案は教育委員がローマ・カトリック教会の設立した教区校の教室を二〇年間借用し、公立校を設置し、右教会の修道女を教師として採用したものである。ここでは右教室以外の他の教室において教区校が経営されており、右公立校の教室においては右の教区校と同様にカトリック教会の宗教的儀式が行われた。更に同校附属の教会において宗教的指導が行われ、児童すべての出席が要求された。ところで当該公立校の児童の両親は二〇年間、一、二を除いてカトリック教会に属するものであった。

このような事情の下に教育委員会は右教会に対して、公立校の教師（右教会所属）の給与、燃料費、清掃費その他の費用を支払っていた。

ところで原告は右教会の会員ではあったが同時に同地区の住民

であり、納税者であった。そこで彼は右に述べた形態で公立校を経営することを停止し、また右の目的のため同地区校の基金の支払を停止し、同時に当該学校の維持、経営をするために、教会に対して教育委員会から支払われた教師の給与等の費用の償還を、それぞれ求めて訴を提起した。

原審は、教派的な指導、儀式が行われた行為は同州憲法第一〇条三項に反するものとしてそれらの行為の差止請求を認めた。しかし教区校の一部を借用して公立校を開設する行為は、教育委員会の権限内にあるとして原告の請求を棄却した。また、すでに支払われた費用の償還について、原裁判所は次のように述べた。

「原告および当該学校区のすべての人々は、当該公立校の設置、同目的のための同学校区の基金の支出があった事実について十分知っていたのである。それにもかかわらず彼らはこれらの処置に対して反対をしなかったのである。彼らは権利の行使を怠ったのであり、従って裁判所が、すべての利害関係者の黙示の承認と同意によって、宗教的儀式に対する支払が認められたものであることを理由に、原告の申立てる右の費用の償還を求めめる請求に対し、衡平法上の懈怠の責（*guilty of laches*）を負わせることは何ら不法なことではない。」⁽¹²⁾

原審の右の判決に対して原告は、更に教区校内での公立学校の

料 運営の差止、および教師に支払われた給与等の償還を求めて上告した。しかし州最高裁は原審の立場を認容した。

資

前述のミラード対教育委員会事件^[1]では、教会の建物内部に公立校を設置したのであるが、本件の場合は教区校の内部に設置した行為が認められた。その理はいずれも、教育委員会が適切と考える方法によって公立校を設置する権限があるものとし、従ってそれが教会乃至教区校であっても違法となるものではない、としたものである。ただミラード事件では児童が、宗教的儀式に対して任意に参加したのであり、法的な義務を負わされたものではなく、従って違憲と言うことはできない、としてその差止を認めなかったのに対し、本件ではそれら宗教的な儀式その他の行為を行うことは違憲である、として差止めたところに両事件の差異がある。本件はこの点で第四章の宗教儀式の問題をも含むものである。

4) ニュー・ヨーク州における孤児院に対する公金の支出は^[2]に述べた理由によって合憲とされたが、これに続いて一九一〇年には同州の教区校に対する物質的援助が問題とされた。

すなわち聖バトリック教会組合対ヒールマンズ事件⁽¹³⁾ St. Patrick's Church Society v. Heermans である。この事件では教区校校舎に対する、公共団体から事業の引継ぎを受けた給水業者に

よる無料の給水が、同州憲法九条四項⁽²⁾に反するものかどうかが争われた。事案は次のようである。

ニュー・ヨーク州の当時村であったコーニング村(Corning)はヒールマンズ等を相手として、一八七七年一月一日から三〇年間同村の街路のすべてに水道管を敷設し、私人、私法人、工場等に対し給水を行なう権利を賃貸する契約を締結した。この第九項は次のように定める。

「契約の相手方(ヒールマンズ等||筆者以下同じ)は当該村の消防の目的のため、あるいはすべての校舎、図書館、消防署における一般的使用のため当該事業における水の供給に応ずること。……ただし、契約の相手方はいかなる州、郡、連邦の建物あるいは公立または私立の慈善団体、施設あるいは建物に対して適当な補償(adequate compensation)をすることなしに、当該水道事業による水の供給を要求されるものではないこと、また、前記の(契約)期間内に当該村において建設され、あるいは設立される前述のもの(建物、慈善団体、施設)を除いて、いかなる種類の慈善的な団体に対しても水の供給を要求されるものではないこと、が当事者双方によって、また双方の間に明らかに締結され、解釈される。」⁽¹⁴⁾

ところで右の契約が締結された当時コーニング村には訴外「聖

メアリー教会組合」(St. Mary's Church Society)があり、同組合によって経営されていた教区校に対して賃貸人たる事業者は右第九項に基づき、無料で給水を行っていた。

このような事情の下に一九〇二年、原告の聖パトリック教会が同市に学校を建て、給水施設等を整備し、本件被告人である給水事業者による給水を受けた。原告は被告人とコーニング市の前身である村との間の前記の契約の存在を知らなかったため、訴提起までの期間の使用料を右被告人に対して支払ったのである。

ところで同校の建物はもっぱら学校教育のために使用されるものであったが、同建物の一階は時折同組合の一般礼拝に使用された。しかしこの礼拝に用いられた建物の部分には右被告人による給水設備は設けられていなかった。その後原告は一九〇五年に至り問題の右契約の存在を知り、訴外「聖メアリー校」に対すると同様に、右契約第九項に基づき原告経営にかかると「聖パトリック教区校」に対して無料で給水を行なうこと、および右契約を知るに至るまでに支払った使用料およびその利息の合計一五六・七〇ドルの償還を求めて右事業者を相手として訴を提起した。

これに対し被告人は、第一に原告は契約の当事者ではなく訴訟提起の資格を欠くこと、第二にもし原告の経営する学校が無料で

給水を受けるべきものであることが契約当事者の意思であったとしても、右契約は同州憲法九条四項(前記〔参照〕)に反し無効であること、を主張した。

これに対し裁判所は、まず第一点につき、原告が当時の村と被告人との間の契約に基づき、現在の市に対して無料給水を求めたものであるとするならば、被告の主張は正しい、としてまずこの点被告の主張を斥け、第二点につき次のように述べて原告の請求を容認した。

「問題の契約条項によれば、私的共同事業者たるヒールマンズ等は給水の事業を行う権利を有するものであり、……長期間にわたる右の事業権を得るために、彼らは他の契約条項と共に契約当時存在していた、あるいは契約の存続期間内に建設される、市内のすべての校舎、消防署、図書館に対する無料の給水に同意したのである。

この契約の条項の下では、公けの財産および公金が宗教教派の監督の下にある特定の学校への援助、または維持のために用いられるべきことを内容とするものではなかったのである。当該事業は私的な財産、すなわち被告ヒールマンズ等の財産であり、彼らは無料で当該校舎に給水することに同意したのである。それが彼らの私的な財産なのであるから、これらの学校のあるものが宗教教派の監督の下にあったとしても無料で校舎へ給水するという彼

らの契約は州憲法の条項に反するものではなかったのである。』⁽¹⁸⁾

また、裁判所は被告によって引用された、オコンナー対ヘンドリック事件 (O'Connor v. Hendrick, 184 N. Y. 421, 77 N. E. 629) での公立校の一教師が宗教上の衣裳を身につけて教え、金からの給料の支払を求めた事件について、本件とはまったく性質を異にするものである、として排斥した。

裁判所はこのように述べて事件は公共団体による教区校に対する援助、という問題ではなく、私人が同市内の学校に対する無料給水を行う旨を内容とする契約の効力の問題である、として原告の主張を容認した。⁽¹⁹⁾

しかしこの事件は、裁判所の言う、契約当事者が私人であり、従つて公けの財産による教区校に対する援助の問題ではないとする、契約内容の解釈の問題にとどまるものではなく、教育活動一般に対する公共団体による便宜の供与の問題として考えてみる必要があるように思われる。すなわち、他の公共の施設と並んで、教育活動に必要な物的条件が公共団体によって整備される場合、公共団体の所有にかかると宗教団体の所有にかかるとを特に区別せず、同様に取り扱った点に意味がある。このような考え方は、約一九四〇年に連邦最高裁で争われたエヴァンソン事件

において認められた、児童の福祉のための立法と解する立場に通ずるものである。本件判旨は特に直接この点に触れるものではないが、右に述べた意味で福祉立法の萌芽の一事件として考えることが出来る。

5 一九一七年には伊利ノイ州によつて委託費の支払がなされている、職業学校に対する児童の委託が問題とされた。すなわちダン対シカゴ職業学校事件⁽²⁰⁾ Dunn v. Chicago Industrial School である。ローマ・カトリック教会の支配と監督を受けていた「シカゴ職業学校」では同教会の教義に従い、同校内の礼拝堂において礼拝が行われ、同施設の在任者全員の出席が要求されていた。ところで同施設は、保護を必要とする児童を、その両親の所属する教派の施設に委託するとする州法に基づき児童の委託を受けていたのである。州はこの委託に対し、一人につき月額一〇ドル相当の費用を支払つていた。これに対し一納税者が、

「州憲法の下においては、宗教的な礼拝が執り行なわれ、あるいは宗教上の教義が教えられるいかなる施設に対しても、州は(児童の保護を以て筆者)委託することは出来ない。」

と主張してかような児童の委託を停止することを求めた。裁判

所はこれに対し、信教の自由を保護する立場から次のように述べ、右の主張を斥けた。すなわち、

「州が宗教的な礼拝を、教派に属する人々から奪うこと、あるいはそれらの人々の児童が家庭にあって受けたであろうと思われる宗教的教育を妨げることは、憲法の文字と精神に反することとなる。」⁽¹⁸⁾

この事件は後に触れる⁽¹¹⁾で問題となった公金の支払を求める事案と異り、児童を宗教的礼拝が行われる施設に対して委託することができるとか、に問題点がある。本件ではこのような施設に児童を委託することの適否を、信教の自由の角度から論じ、委託を禁止することがむしろ児童の信教の自由を奪う、と言う理由から合憲としたものである。つまりこのことは、刑務所、軍隊において礼拝、説教を行う牧師の地位をめぐる問題において、このような伝統的な制度を否定することが刑務所、軍隊等の施設にあるものの信教の自由を奪う、とする見解と一致するものとして意味がある。つまりここではそのような礼拝が行われる施設に対する公金の差止、あるいは礼拝の禁止、あるいは委託の停止と言う政教分離の角度からの要請が、両親および児童の信教の自由を奪う結果になるとして、信教の自由を保障する角度からの要請を優

先させたもの、と見ることが出来ようか。

[6] 一九二九年のニュー・ヨークにおけるフォード対オシーエ事件⁽¹⁹⁾ Ford v. O'Shea では教育委員会による、教会所属の建築物内に公立校を設置した行為が争われた。

すなわち、本件の原告 Franklin Ford はニュー・ヨーク市の納税者として、被告教育委員会に対し、教会所有の建築物内に公立校の教室を借用し、公立校を運営する行為を差止めることを求めた。これに対して同州最高裁はまず原審の引用した、同州選挙委員会の行為を差止めることができるかどうか、についての先例をまず次のように引用した。

「納税者が自己の公権上、財産上の権利に特に、明らかに影響を受け、そのため自己の権利の救済を求める資格を有する場合を除き、立法府の行為の合憲性の審査を求めて訴訟を提起することを個々の納税者に許容した立法は存在しない。」

そしてこの立場に立つて判決は本件上告人が救済を請求すること、および差止命令を請求する資格を有する、と言う点が示されている、と述べた。更に裁判所は当該公立校のクラスにおいて行われている教育課程が、同市における他の公立学校のクラスにおける教育課程と等しいのであり、教師もまた公立学校の教師であ

料
資
ると言うことが認められるとした。更に進んで裁判所は当該公立校クラスの中には、宗教的団体、教会、教派団体と関係を有し、またそれらに属する絵画、彫像、その他の備品が存在しないことを指摘した。このような事実に基づいて、裁判所は被告の行為が州憲法九条四項(2)参照に違反するものとは言い得ない、とした。

この事件において裁判所は、すべての児童が公立校に入學し、教育を受ける利益、権利を有するものであって、この目的を達成するために、被告教育委員会が適当な条件になかった教室を準備する権能を有するとする立場を取ったことは明らかである。この点では本件は(2)および(3)と立場を共通にする。

以上にあげたのは、公けの団体による経済的な援助を容認する結果となった判決である。これに対して、以下あげるのは公けの団体による経済的な援助が否定される結果となった判決である。

- (1) 10 N. E. 669.
- (2) *Ibid.*, 670, 671.
- (3) *Ibid.*, 671.
- (4) 177 N. Y. 317, 69 N. E. 722.
- (5) 69 N. E. 722, 723.
- (6) Sec. 4, art. 9 of the Constitution of New York, 69 N. E. 723.

- (7) Sec. 14, art. 8 of the Constitution of New York, 69 N. E. 723.
- (8) 先例として *St. Patrick's Orphan Asylum v. Board of Education*, 34 How. Prac. 227, をあげよう。
- (9) 先例として *People ex rel. Inebriates' Home v. Comptroller*, 152 N. Y. 399, 46 N. E. 852, をあげよう。
- (10) 69 N. E. 724.
- (11) 118 N. W. 353, 354.
- (12) *Ibid.*, 354.
- (13) 124 N. Y. S. 706.
- (14) *Ibid.*, 706.
- (15) *Ibid.*, 708, 709.
- (16) *Ibid.*, 711.
- (17) 117 N. E. 735.
- (18) Katz, Wilber G., *Freedom of Religion and State Neutrality*, *Chicago Law Review*, (Spring, 1953) pp. 429, 430.
- (19) 244 N. Y. S. 38.
- (20) *Ibid.*, 40.

三、州政府等による物質的援助が否定された場合

(7) まず州における違憲とされた事件には、一八六九年のマサチューセッツ村の教派所屬の私立学校再建をめぐる事件がある。すなわち「シモンキンス村マンディウヴァー事件」⁽⁷⁾ *Jenkins v. Ando-*

ver)である。事案は同州アンドウヴァーの町にある教区校「The Punched Free School」の校舎が焼失したため州議会は同町に対し、同校再建のための租税徴収権を付与した。これに対し同町住民によってこのような特定の私立校再建のための租税の徴収はいかに同校が同町の住民に対し貢献するものであるとしても同州憲法修正第一八条に反するものである、として争われた。

一八五五年に採用された同州憲法修正第一八条は最後の部分に次のように定める。すなわち、

「……また、このような(公けの)筆者)資金は、宗教的教派の所有する学校を維持するために、宗教団体に支出されてはならない」⁽²²⁾

同州最高裁は右の主張を認め、かかる租税の徴収は右条項に反するものである、として原告の主張を認めた。このような教区校再建のための租税の徴収が、一八六〇年代に同州最高裁において否定されたことは、同州における一八三三年の憲法修正第一一条および右にあげた一八五五年の憲法修正第一八条に基づくことは明らかである。

すなわち同州ではすでに触れたように⁽²³⁾、一七七九年に定められた憲法第二一条により信教の自由を定め、同時に第三一条には、

「……この州の人民はその議会に対し、各タウン、教区、小教区およびその他の政治体あるいは宗教結社に彼ら、自身の費用をもって公けに神を信仰する制度のための、また教神、宗教および道徳について公立のプロテスト、タント、教職者を支持し維持するための適当なる規定を設けることを許可し……」⁽²⁴⁾ (傍点筆者)

と規定し、教会税による組合教会を維持する旨の規定を置いたのであった。しかし、この第三条は、一八三三年の修正第一一条により、あらゆる宗教団体に属するすべてのものは、同団体の盟約に基づく彼らの責務を果たすために、同団体の会員資格の解消を宣言する書面を書記に提出するまで会員である、とする旨改められ⁽²⁵⁾、ついで一八五五年には修正一八条によって教区校に対する公金の支出を禁止した。

このような憲法上の背景を持つ同州において、教区校再建のための租税の徴収が議会で承認されていたことは、同州における教会と州政府の分離が事実上はなほだ困難であったことを示すものであろう。

同州はこの後一九一七年にいたって修正第四六条を制定し、その第二項に教区校に対する州の援助につき以下のごとく規定することとなった。

「公立校の維持のために町、市において租税によって徴取されたすべての公金、および公立小学校 (Common Schools) の維持のため州政府 (the Commonwealth) によって支出されるすべての公金は、右公金を支出する町または市の当局の命令、監督の下に、法律に従って運営される学校に対してのみ使用され、支出されるものとする。

また、公金あるいは公金の財産の下付 (grant)、支出あるいは使用、あるいは公金の信用の付与は、公金の支配の下にあるか否かを問わず、教派の教義 (denominational doctrine) が、教えらるる学校、あるいはその他の教育施設、あるいは公金の所有に属さず、州政府または連邦政府またはその両者によって認められた公金の機関あるいは官吏の排他的支配、命令、監督の下に置かれていない大学、診療所 (infirmary)、病院、施設 (institution)、あるいは教育的、慈善的あるいは宗教的な事業を維持し、あるいは援助する目的のために、州政府またはその機関によって行なわれ、あるいは認められてはならない。……

また、公金もしくは公金の財産の、このような下付、支出あるいは使用は、いかなる教会、宗教的教派または団体を創設し、維持し、あるいは援助する目的のために行なわれ、または認められてはならない。(傍点筆者)」

この節の第二の部分は一七八〇年憲法に対する一八五五年修正第一八条の規定に代わるものである。このことは同州の憲法会議

が、宗教団体の経営、維持する活動に対する州または他の公共団体の援助を否定する立場に立って一層厳しい条項を規定したことを意味する。⁽²⁷⁾ なお同州については⁽¹⁴⁾においても触れる。

⑧ このような公金の支配に属さない宗教的施設に対する公的援助を違憲とする立場は、一八六九年ウイスクンシン州、一八七六年イリノイ州⁽²⁸⁾および一八七九年ミシシッピー州⁽²⁹⁾においてもみられる。すなわちウイスクンシン州の場合は同州ジェファソンにある教派所屬の私立校「Jefferson Liberal Institute」に対する公的援助が問題とされた。イリノイ州の場合も教派所屬の私立校「Hamilton Primary School」に対する公金の支出による利益供与が否定された。これらの判決と同じくミシシッピー州の場合には、公立校への登校の場合と同様に教派所屬の私立校へ登校する児童に対して、公金の配分を受ける利益を付与するとする法律が同州憲法八条二〇八節に反するものとされた。同節は次のように定める。

「宗教的な教派あるいは他の団体は……この州の学校資金あるいは他の教育的資金のいかなる部分をも支配してはならない。また、いかなる資金も教派設立の学校に対して支出してはならないし、あるいはかような支出を受ける際に無料の学校 (free school) として取り扱われない学校に対して支出してはならない。」

[9] このような事件に続いて、次に生じて来たのは宗教団体の経営する孤児院内の学校が、いわゆる通常の学校であるかどうかの問題であった。ここでの問題は孤児院内に設けられた学校が教会または大学附属の年級制の学校 (Grade School) とどの程度異るか、またかような特殊な学校が他の通常の学校よりも何故に一層公金の支出を認められなければならないか、にある。

ネヴァダ州の場合には、一八八二年、カトリック教会の経営する施設であるネヴァダ孤児院が、州の資金の支出を求めた行為について争われた。ネヴァダ孤児院対ハロック事件⁽⁵¹⁾ Nevada Orphan Asylum v. Hallock である。この事件では右孤児院が州の資金の援助を求めたのに対し、同州監査官はかような支出は教派上の目的のために公金を支出することとする理由からこれを拒否したものである。同州最高裁は孤児院によって求められている資金は教派の目的達成のために用いられるものであり、このような資金を支出することは、

「州、郡あるいは市の、いかなる種類または性格の公けの資金も教派の目的 (sectarian purposes) に用いてはならない」

と定める同州憲法二条一〇項に反するものである、として次のように述べた。

「我が憲法の下において、キリスト教あるいは他のいかなる宗教の組織もこの州の法律によって定められるものではない。我々は教会と国家との結合 (union of church and state) を認めるものではなく、我々の政府はこれまでにいかなる宗教的儀式をも強制する権限を付与されて来ていないのである。このことはそれが単に宗教であるという理由に基づいているのである。⁽⁵²⁾」

このネヴァダ州最高裁の立場は後に触れる一八九九年の連邦最高裁で争われたブラドフィールド対ロバーツ事件 Bradfield v. Roberts (本節第二項の〔1〕参照) においてとられた立場とは異なり、教会と国家の分離を一層完全に進めようとする立場に立っているものと思われる。⁽⁵³⁾

[10] 一八九一年には、サウス・ダコタ準州のピエアにおいてプレステリアン派の大学である、ピエア大学 (Pierre University) と準州当局との間に準州の費用により教師資格取得の訓練を与えるため同大学に学生を送る契約を締結した事件が争われた。すなわちダコタ長老会对州事件 Dakota Synod v. State である⁽⁵⁴⁾。

事案は、一八八七年、すなわち州憲法の制定以前に、同準州の教育委員会に対して、同委員会の定める規則、命令に従い、教育の方法に関する指導を行う私立大学、研究所 (academics) を選定する権限を付与した。同法は右の指導を受ける学生の授業等の費

用を準州が支払う旨を定めた。同法により教育委員会は教派に所属する大学、研究所の選定の権限を付与された。ところが、一八八九年には同準州の憲法が制定され、同州憲法六条三項、八条一六項に宗教的活動に対する公金の支出禁止が規定されるにおよび、同法の右の選定付与に関する規定の部分は右憲法の条項に反することとなり、その結果、州による同大学に対する費用の支払は停止された。そこで右大学がサウス・ダコタ州に対して右の支払を求めて提訴したものである。

裁判所は右契約が連邦憲法の下で保持されるものではない旨を触れた後、同州憲法六条三項、八条一六項について言及し、問題となつてゐる憲法六条三項は、

「州の資金あるいは財産はいかなる教派あるいは宗教的団体または施設の利益のために与えられ、支出されてはならない。」

と規定し、また同八条一六項は、

「州あるいは州内の、いかなる郡あるいは市も、土地、資金あるいは他の財産あるいは信用を、いかなる教派の学校を援助するために用いてはならない。……どのような教派の指導も、州によって援助され、維持されている、いかなる学校においても許容されてはならない。」

と規定されているのであることを引用した。更に、これらの憲法条項は当然施行されるべきものであり、また特別の立法をもつて右条項の施行を必要とするものではなく、右の憲法条項そのものがすべての立法に及び、従つて同憲法の制定後は教派の学校および施設の利益のため、あるいは援助をするために、資金あるいは他の財産を使用する行為を、州、郡あるいは市の職員に対して禁じているのである、とした。⁽³⁵⁾ 裁判所は、ネヴァダ州での宗教団体経営の孤児院に対する公金の支出が同州憲法二条一〇項に反するとしたネヴァダ孤児院対ハロック事件⁽⁹⁾およびクック郡対シカゴ職業学校事件⁽¹¹⁾のイリノイ州憲法八条三項の下での公金支出の禁止の例をあげ、本件の被告である州の公金支出の停止行為を支持した。⁽³⁷⁾

[11] 一八八八年にはイリノイ州において、宗教団体によって経営されていた女子職業学校に対する公金の支出が争われた。すなわち、クック郡対シカゴ職業学校事件⁽³⁸⁾ Cook County v. Chicago Industrial School である。同校は、クック郡によつて委託されている生徒の授業料、生活費等の支払を同郡から受けていたものである。

同校は法人ではあつたが通常の意味の学校をみずから経営する

ものではなく、校舎を有せず、また校舎を借用してもいなか
 した。同校は委託された少女をローマ・カトリック教会の経営する
 施設に入れたのであった。同郡による支払は同校に対してなされ
 る建前のものであったが事実上は少女が委託されていた施設に
 対してなされ、少女達はその支払から授業料、下宿料、衣服費、
 医療費をふくむ一般的な生活費の支給を受けていた。また同施設
 の経営者は原告学校の共同経営者となつており、かつ監督の地位
 にあつた。すなわち、裁判所の認定によれば「シカゴ少女職業学
 校」として知られた当該法人は、「善良なる羊の家」と「聖ジ
 ョセフ孤児院」と呼ばれていた宗教団体の経営する施設に対する単
 なる監督的地位にあり、同校に対する委託は実際にこれらの二つ
 の施設に対して行われるものであつた。⁽¹⁸⁾
 裁判所はこのような職業学校に対する公金の支出は同州憲法八
 条三項に反するものである、とした。⁽¹⁹⁾ 同三項は次のように定め
 る。

「議会 (general assembly)、郡、市、町、郡区 (town ship)、
 学区 (school district) あるいはその他の公けの団体は、公金を教
 会と教派の目的を援助するため、あるいは教会、教派、団体によ
 って支配されるいかなる学校、学術団体、研究団体、大学あるい
 はその他図書館、科学研究団体を援助または維持するため、支出

してはならない。

また、州あるいはこのような(郡、市等の公共の(筆)者) 団体
 は土地、資金あるいは他の動産の下付、寄贈 (donation) を教会
 あるいは教派の目的のために行つてはならない。」

なお、本件の「シカゴ女子職業学校」に対する公金の支出につ
 いては一九一七年にも信教の自由の角度から争われている。(5)
 参照)。

[12] 一八九二年のカンザス州でのケースでは、公立の教育施設の
 維持のために租税を徴収することができるが、この徴税は私的
 な、あるいは教派の施設に対して用いてはならないこと、また市
 の公務員は私的なあるいは教派の学校の援助のために市民の財産
 に租税を賦課する権限はないとされた。すなわちアチソン鉄道会
 社対アチソン事件⁽¹¹⁾ In Atchison, T. & S. F. R. Co. v. Atchison
 である。

この事件ではアチソン郡の郡財務官 (T. J. Emlen) を相手取
 り、鉄道会社 (the Atchison, Topoka & Santa Fe Railroad Com-
 pany) がアチソン市の違法な租税の徴収に対してその返還を求
 めたものである。すなわち、この訴えは同市は「ミッドランド大
 学」(Midland College) および「聖ルイス大学」(St. Louis College)

に対し、双方合わせて五万ドルの支出をしたものであり、この両大学は共に私立の、教派の施設であり、従つてこのような大学に對して公金を支出することは違法である、とすることを理由とするものであった。ジョンストン (Johnson) 判事は下級審の判決を破棄し原審に差戻した。同判事はその意見を次のように述べた。

「……勿論、公衆は教育に関心を有しており、租税は公けの教育施設の維持のために認められ、適法に徴収される。しかし、本件の場合租税の徴収は私立の、教派の施設のためになされたものであった。……これらの大学は公庫から引き出される資金によつて維持されることが認められるような公けの学校あるいは大学ではない。たとえ公衆が学校の増加と知識の伝播によつて利益を得るとしても、問題の大学が公けの監督と支配の下に置かれており、あるいはそれらの大学を維持するために公庫から支出を受ける立法上の権利があり、あるいはあり得るのである、ということにはならない。市当局者は私立の、教派の学校を援助し、あるいは私的利益、企業を促進するために、アチソン市の市民の財産に課税をする権限を有するものではない。」⁽⁴²⁾

この判決には反対意見がある。

[13] アイオワ州の場合では一九一〇年、メイブル・リヴァーの教育委員会が公立校の財産を売却し、ローマ・カトリックの教区

校内部に公立校のクラスを開設した事件をめぐつて争われた。すなわちノウルトン対ボウムフーヴァー事件⁽⁴³⁾ Knowlton v. Baumlover である。同事件では教区校の二階の教室を借用し、教派の衣裳を身につけた修道女の教師が礼拝を取り行ない、教理問答を指導した。またカトリックの教義に関係のある絵画が壁に掲示されていた。このような形態で経営されていた公立校に對する公金の支出の差止請求が、一九一八年に同州最高裁判所に持ち込まれたのである。

この事案ではメイブル・リヴァー学校区において一九〇五年三月まで一公立校が経営されていた。同月以降同校の建物その他の施設が不適當となつたことを理由に、同地区教育委員会は次の内容の決定をした。すなわち、一九〇五年以降一〇年間同地区に存在するローマ・カトリック教会の二階に年間二・五〇ドルを支払つて部屋を借用すること。また、従前の公立校校舎は売却処分し附すること。従つてこの結果、同地区の唯一の公立校は右の教区校の内部に設けられた公立校のみとなつた。このような状態での公立校の運営に對して、一九一四年には一納税者から右の行為の差止請求が出されたのである。

州最高裁はこのように教会の建物を借用して経営、管理される

公立校が、結局のところ直接、間接教区校を援助することとなり、このような行為を禁ずることは裁判所の権限であり、義務である、とする立場をとった。この事件では裁判所は、ドナー对学校区事件(③)でウイスコンシン州最高裁が示した黙認による懈怠の責と言う考え方をとらなかつた。上告人(教育委員会)の主張を否定して裁判所は次のように述べた。

「この学校は同地区の住民の黙認または同意によつて承認されたのである、と主張されている。しかし、このことは法律が認めていない基準を設定していることになるのである。教育委員会は教区校に対して公立校の性質を付与する権限を有するものではない。また納税者あるいは保護者が(教育委員会の当該行為に対して)筆者以下同じ)抗議をするのが遅れた、と言う理由で納税者あるいは保護者の申立に對し、(過去において右の行為を是認していたのであるから、現在この行為を中止するよう申立てることはできないとする)禁反言の原則を提出することはできない。」

〔14〕一九二三年にマサチューセッツ州の最高裁は州議會 (the General Court) によつて以下の三つの法律問題につき、意見を求められた。⁽⁴³⁾ すなわち、

(一) マサチューセッツ州憲法第一部第二条(本誌一五卷三号七〇

頁および本号〔7〕参照)と同州憲法修正第一条は、どのような特定の宗教をも国教と定める、あるいはいかなる宗教のどのような自由な宗教活動をも制限する、いかなる法律も州議會によつて制定されることを禁止しているか。

(二) 同州憲法修正第一八条(〔7〕参照)は、マサチューセッツ州、州内の郡あるいは市によつて租税によつて徴収された公金を、いかなる教会、宗教教派、宗教的団体、あるいは全部もしくは一部教派の、または教会の支配下にある施設、学校、協会もしくは事業を維持、または援助するために支出することを禁止しているか。

(三) 特定の宗教あるいは教会を国教とするのを禁止するため、あるいは自由な宗教活動を保障するため、あるいは租税によつて徴収した公金を宗教上、もしくは教派上の使用に供するのを禁止するため、以下のような形式の憲法修正条項を採用する必要があるか。

すなわち、

「国教を定めることに関する (respecting an establishment of religion) 法律、自由な宗教活動を禁止する (prohibiting the free exercise thereof) 法律を制定してはならない。また、州、郡、市、町、村あるいは他の公けの部門 (civil division) は、教会、宗教的教派、宗教団体、あるいは教派または教会の下に、その全部もしくは一部が置かれている施設、学校、団体あるいは事業を

創設し、維持し、あるいは礼拝、その維持費用に対して支出をすることに、あるいは他の方法により援助するために、その財産、信用、租税あるいは他の方法によって徴収された金員を使用することができず、また使用する権限も有しない。」

これに対して、ラッグ (Rugg) / モートン (Morton) / ハモンド (Hammond) / ローリング (Loring) / ブレイリー (Braley) / シェルダン (Sheldon) / デ・コースイ (De Coucy) / の七判事は以下のように答えた。

(一) 公けの平穩が侵害されず、あるいは他人が彼らの宗教上の礼拝によって妨害されず、あるいは善良な市民の一般的義務が侵されないかぎり、我憲法はすべての我々市民に対し、宗教上の信念に関して、絶対的な自由を、宗教活動に関して無制限の自由を、(absolute freedom as to religious belief and liberty unrestrained as to religious practices) 保障しているのである。このことは憲法第一部(権利宣言)第二条および修正第一条から明らかである。従って第一の問に対する答えは「イエス」である。(傍点筆者以下同じ)。

(二) 憲法修正第一八条は、公立校の体系下にある学校が他から影響を受けることなく、また宗教上の命令によって侵害され、あるいは変更されることのないようにと言う、深く根をおろした確信に基づいて定められたものである。……(従って)公立校の分野

に公金を支出する目的の下に、租税によって徴収された金員は公立校に対してのみ支出されなければならないのであり、宗教教派の下において全部または一部経営される公立校以外の学校に対して流用することはできないのである。しかし、公立校は大学のよりな高度の研究施設を含むものとは考えられて来いていないのであり、更に教派もしくは教会の支配下にある高度の教育機関、団体あるいは事業に対する支出を禁ずる憲法上の禁止規定は存在しないのである。(Jenkins v. Andover, 103 Mass. 94. をその例としてあげる。なお同判例については〔7〕参照。)

(三) 第二の質問が、教会、宗教的な教派あるいは宗教団体を援助するための公金の支出に関係しているかぎり、一層の困難な問題を提起するのである。裁判長ラッグ、判事モートン、ブレリー、デ・コースイは、かかる支出が憲法とそれに対する修正条項によって禁止されていると考える。これに対し判事ハモンド、ローリング、シェルダンはこれと逆の結論にかたむいている。議会によって提出された質問に対して裁判官によってなされた解答は、裁判所の判決に対する拘束力を有するものではないが、それらは政府の他の部門(議会||筆者)に対する憲法上の助言者 (constitutional advisers) としての位置にある個々の裁判官の意見なのである。以上のことはすでに繰返し判示されているところである。……このような状況の下に現在の憲法条項が、これら目的のために租税によって徴収された金員の支出を禁じているかどうかにかかわらず、この目的のために憲法修正条項の採用は必要がない、と言う

ことは法の解釈の問題ではなく、むしろ立法の問題に属すること
がらなのである。⁽⁴⁶⁾」

ここでは最高裁判所は特定の事件について判断したものではない。しかし、右にも述べられているように裁判所は議会の要請に基づき、右の三点についての態度を明らかにしたものである。ここで裁判所は、公けの支配に属しない施設、学校等に対する公金の支出は憲法一条および修正一一一条の立場から禁じられているとする立場を示した。しかし、ここで注意しなければならないのは裁判所は、憲法は公立校のための資金を公立校に対して支出することを定め、教派の支配下に置かれる学校に対して支出することを禁じていることを定めるが、ここには高度の教育機関等が含まれるものではない、とした点である。裁判所が例としてあげたジェンキンス対アンドウヴァー事件⁽⁴⁷⁾では、私立校の再建のための租税を徴収することはできない、と判示されたのであるが、これは公立校レベルの問題であると考えて先例にはならない、と解しているように思われる。

[15] ケンタッキー州の場合は、一九一六年に長老派に属するスタントン大学 (Stanton College) と普通校区の評議員会の間に締結された契約をめぐる争われた。すなわちウィリアムズ対評議員

会事件⁽⁴⁸⁾ Williams v. Board of Trustees である。この事件では、評議員会が公立校を設置するため右大学の建物内部に二教室を借用し、二人の教師を雇用し、六、七、八学年の生徒の教育を担当させ、残りの学年の生徒の教育は同大学の教師に委ねたものである。このような状況の下に同地区の生徒が同大学内の公立校に通学し、評議員会は公立校に用いる資金から学生一人につき一ヶ月二ドルの授業料を同大学に対して支払った。これに対して一納税者が右の公金の支払の停止を求めたものである。本件で明らかにされたところでは同公立校は同大学の学長によって事実上運営され、修繕費、臨時費等は公立校委員会によって同大学に対して支払われていた。この事件は翌一九一七年に再審理の結果、右のような契約は次のように規定する同州憲法第一八九項の規定に反するものである、とされた。すなわち、

「教育の目的のための基金あるいは現行の租税、あるいは今後調達されるいは徴収されるかも知れない基金あるいは租税は、いかなる教会、宗派または教派の学校に対して支出され、あるいは(右の学校に筆者以下同じ) よって使用され、(右の学校の) 援助にあてられてはならない。」

裁判所は教派の学校が公立校として認められるような形で運営

することを内容とする契約は違憲である、とした。この事件では前にあげたイリノイ州のミラード対教育委員会事件(11)、あるいはワイスコンシン州のドーナー対学区事件(13)よりは一層厳しい態度のうちに判決が下されたといえよう。本件の結果、普通校の資金を教会、宗派あるいは教派の学校の援助のために支出することは右にあげた憲法に反するだけではなく、普通校あるいは初等中学校(Grade School)の理事者が直接、間接、教派または宗派の組織の影響、監督あるいは支配の下にある教育機関と契約し、公立校として開設することもまた違憲である、とする立場が明らかにされたのである。

[16] 一九二二年にはジョージア州最高裁は、慈善事業に対する公費の支出につき次のような事案を取り扱った。すなわち、ベニット対ラ・グレインジエ市事件 *Bennett v. City of La Grange* である。この事件ではラ・グレインジエ市が同市所在の、教派の組織である救世軍と契約を締結し、救世軍が同市の貧民の救済にあたること、その費用は同市が支払うことを主たる内容とした。これに対し一納税者から右費用支払の差止請求が出された。

すなわち、一九二一年五月二日同市長および評議員(councilmen)が救世軍の地方分隊の費用として毎月七五ドルを寄附する

決議を行った。この費用の支払は同分隊が同市の慈善事業を行うことを条件とするものであり、その支払い方法として毎月七五ドルを越えない範囲で同分隊から支出した費用の細目書を同市に送り、同市はこれに対して支払う、とするものであった。裁判所はハインズ判事により当該契約、救世軍の目的について触れた後、まず救世軍が同州憲法に言う宗教的な組織(a sectarian institution)を意味するものであるかどうかについて次のように述べた。

「宗教的な教派 (religious sect) とは教理 (tenets) を共にするものの団体あるいは集合体であり、他の教派あるいは他の人々と異った感情 (sentiments)、あるいは教義を有する明白な組織、あるいは集団を構成しているものを言う。憲法において意図された意味では、かような性格を有するすべての教派に属する構成員のすべては教派の人々である。……また、宗教的教派または分派は信条について共通の体系を有するものである。……(そのような意味から) 救世軍は慈善的、宗教的組織であり、移動する教会 (church on wheels) のような存在と考えられる。……その活動は本来労働者階級の人々の精神的、道徳的そして物理的改善を目指すものであり、貧困なるもの、病めるものを訪れ、野外もしくは室内において、キリストの福音および宣布の説教を行うものである。……これは教会であり、宗教的な組織なのである。」

裁判所はかような宗教的組織に対して公金を支出し、救世軍の慈善的および宗教的目的の遂行に役立たしめることは同団体に對するきわめて大きな、實質的援助をなすものであり、

「いかなる教会、宗派、教派あるいは教派の施設を援助するためにも公庫から資金が持出されてはならない。」

と規定するジョージア州憲法一条一節一四項に反するものであり、として更に次のように述べた。

「そこで、同市が救世軍との間に、前者によつて実費を支払うことで後者が同市の貧民の世話を行うという契約を為したことは、救世軍の慈善および宗教的目的を遂行する上に、同団体に對して多大の利益と最も實質的な援助を与えたことを意味するのである。すなわち現世的利益 (loaves and fishes) を付与することは、宗教団体が、その役割を成功裏に遂行する上、最も強力な手段なのである。従つて我々は、同市の公庫から貧民の救済事業にあたる救世軍に對して (公金を ≡ 筆者) 支出することは、直接あるいは間接に当該宗教団体を援助することとなり、州憲法に反する、と考へる (傍点筆者)。」

と述べ、右契約の遂行を停止する差止命令を拒否した下級審の判決を破棄した。この判決にはベック判事の反対意見が付されているが、これは右契約は憲法に言う宗教団体に對する援助にあ

たるものではない、とするものである。この判決は前にあげたイリノイ州のダン対シカゴ女子職業学校事件 (5) での同州最高裁の見解に對し、次のように述べて反対の意を示した。

「イリノイ州憲法は宗教に對する敵意 (hostility) を宣言するものでないことは当然である。同様にジョージア州憲法は宗教に對する敵意を宣言するものではない。イリノイ州の憲法は宗教の自由を宣言するのである、ジョージア州憲法も同様である。イリノイ州憲法は宗教的目的に使用された財産に對する租税を免除するが、ジョージア州憲法もまた同様である。だが、両憲法は教派的な学校および施設に援助を与えることに對しては反対の意を宣言するものである。(すなわち ≡ 筆者) 州が教派の教育施設を選定し、その施設に對して貧民の救済、教育のための援助を委託する場合には、このような施設に對して最も實質的な援助を行なうこととなるのである。同様な理論に基づいてのみ、州はかような教派の施設において、州のすべての児童に對する教育を行ない、公立校および公立の教育施設よりも、むしろこのような施設における児童の教育に對して公金を支払うことが可能なのである。このような場合、教派の学校、施設に對して最も有効な援助を与えることとなるのである。」

先に述べたシカゴ女子職業学校事件の場合が、公金の支出を差止めることは、結局宗教団体の經營する施設内の少女達の礼拝を

禁止することとなり、このようなことは宗教の自由に反する、とする立場から論じているのに対し、本件では宗教団体の経営する施設に対する公金の支出が、結局のところその宗教団体に対する援助となり、政教分離の立場から許されないとする立場に立って論じているように思われる。なお第二項[1]参照。

[17] オハイオ州の場合には具体的な事件ではない。この州の場合には、一九三三年に教派所属の学校に対する州の基金の支出を定める州の立法が試みられた。まず最初の場合は、州内の教区校の運営のため二〇〇万ドルの援助を内容とする修正予算案が州議会に提出された。しかしこれは州上院において通過したが下院ではわずかの差で否決された。翌一九三四年州知事によって召集された特別会において右の教区校援助法案が教区校支持者によって再び提案された。同案の場合は五〇〇ドルが要求された。この法案の通過には、強力な教会後援者による運動が議会の内外において展開された。しかし同時に反対派からの強い運動が起され、結局同法案も日の目を見るには至らなかつた。この反対運動には以下に掲げる同州憲法六条二項が大きな影響を与えた。すなわち、

「総会 (General Assembly) は学校信用基金から生ずる利息による場合と同様に、租税あるいは他の方法によって、州全体を通

じ、普通校 (Common School) の完全な、かつ効果的な体系を確保する法律を制定することができる。しかし宗教的な、あるいは教派的な団体 (復次筆者)、あるいは一教派はこの州の学校基金のいかなる部分に対しても、排他的な権利もあるいは支配権も有するものではない。」

[18] 一九四一年ミズリー州の最高裁は教区校を同州の公立校の組織の中に統合することの合憲性を論ずることとなつた。すなわちハーフト対フウゲン事件⁽⁵³⁾ Hartst et al. v. Hoegen et al. である。すなわち事案はミズリー州メタ町における聖セセリアのカトリック教区が教区校を設け教区牧師の監督の下に同校を経営した。同校の教師はカトリック教師団体である「最も高貴なる血」(the Most Precious Blood) に属する修道女であり、校舎は同教会に隣接し一階に二教室、二階に一教室と一礼拝堂を備えていた。その数年後、同校はメタ学校区の教育委員によって公立校の体系の中に統合され公費によって運営された。同時に州の学校監督官によって規定された教科書および学習指導が採用されたが、同校は以前と同様教区校の形態をとって経営されていた。すなわち同じ学校名の下に、同じ校舎の中に教区の牧師から借用した三教室を用いていた。また同じ教師また同宗教団体の他の修道女で

ある教師が教育委員会によって雇用され、給与の支払を受け、同校の教職員となつていた。一九三九年メタ地区の学校と他の学校との統合問題が生じ、この両地区の住民の間に対立感情が生じ、その結果公立校の生徒の父兄が学校資金を宗教的な、あるいは教派的な目的のために支出することの差止を求めて訴を提起した。ここで問題とされたのは、まず学校は祈禱を始められ、その後聖餐式に出席するために隣接の教会におもむき、またカトリックの教理問答、児童用カトリックの聖書について学び、一または二週に一度、正午には牧師が教会あるいは学校の礼拝堂において宗教的な指導を行ない、金曜の午後には告白のため教会に向い、また「宗教」という課目が一学年の間要求された点にあった。更に教師は授業中彼らの宗教団体の衣裳を用いた。このような事実に基づき裁判所は最初の聖セセリア教区校が公立校の組織の中に組み込まれ、それが公金によって維持されていたことを認定し次のように述べた。

「カトリック教区校を公立校の組織の中に組み入れ同教会の宗教的指導につき教会の一部として、また付属施設として維持すること、またさまざまな信仰を有する児童が出席を強制され、かつ出席していた、ということは、たとえ聖餐式への出席が習慣的に

授業開始前に行なわれ、宗教的な指導が休憩時間に行なわれ、あるいはまた右の宗教儀式等に非カトリック教徒の児童の参加が要求されなかつたかも知れないとしても、宗教の自由についての憲法上の保障を否定することとなるのである。」⁽⁵⁴⁾

このように述べてここで行われていた宗教的諸行事、儀式への参加を停止した。この事件では統合自体は違憲とはされなかつた。^[19] 教区校を借用して公立校を運営する試みは一九四〇年オハイオ州においても問題とされた。この事件ではシンシナテイのノース・カレッジ・ヒル (North College Hill) の教育委員会が、同地区所在の「グレース・アヴェニュー教区校」校舎を借用し、カトリックの修道女を教師として雇用する契約を締結した。四二年右契約の期限が到来した。四六年には改選後の教育委員会が、同校を再び借用し、年間六〇〇〇ドルを同地区のローマ・カトリック司教区に対して支払う、前と同趣旨の契約を締結した。これに対して同地区の住民が公金の支払の差止を求めて訴訟を提起した。この事件が争われている間、一九四七年四月には同地区の教会協議会は以下の声明を発表し、この差止を求める立場を支持した。すなわち、

「教会と国家の分離の原則は、いかなる教会あるいはいかなる

宗教に対しても、たとえわずかであっても国が援助する場合には、さまざまな教派に所属する納税者の間に激しい争いを引き出すものであり、結局これが専制、宗教的迫害と言う最悪の状態に導くものである、と言う理論に基づいて認められて来たのである。

大統領マディソンが、彼の有名な「宗教的な課税に反対する請願書」(Memorial Against Religious Assessments) ⁽⁵⁶⁾ において指摘したように、租税による直接または間接の、教会に対する援助は、スペインの宗教裁判所 ⁽⁵⁷⁾ (the Spanish Inquisition) の復活に至る第一歩なのである。ノース・カレッジ・ヒルにおける、教会に対する租税による援助が公けの論争となつてゐることは、激しい感情が引き起される先触れであることを示してゐるのである。

我々はマディソンの事実が、(この事件において筆者以下同じ)示されるかどうかを待つことはできない。……教会と国家の分離の原則は、法律上の擬制によつて回避されるような使い古されたスローガンではない。それは我々の宗教の自由の基礎をなすのである。従つてそれは確実に守られなければならないものである。かような理由で我々は、ノース・カレッジ・ヒルあるいは他の場所における、いかなる教会の(経営する)学校に対する租税の(支出を)差止める運動をも、心から支持するのである(傍点筆者)。」

このような反対運動の結果、同教育委員会は辞職し、同校はオハイオ学校法に従つて裁判所の管轄下におかれることとなつた。⁽⁵⁸⁾

[20] ところで、一九四七年に出された雑誌「自由」(Liberty)によれば、公金による教区校に対するさまざまな援助は三五〇例を下らないと言われる。このような援助に対する教会の側からの反対の理由としては、公共団体による監督その他の干渉があげられる。たとえばその例として「ピッツバーグ・カトリック」⁽⁵⁹⁾ (the Pittsburgh Catholic) によればカトリック教会が公金による援助を求めない理由として、州の資金を受け入れると州のさまざまな形の干渉、支配が同時に行われることとなり、カトリック校に対する州の資金の支出は官吏との密接な関係を意味し、学校経営に関する指揮、政治的な介入を意味する結果となるのである、と

言う。⁽⁶¹⁾

このように、公金による教区校等に対する援助に対して、教会の側からのいくつかの実質的な反対の理由があげられる。それらと同時にジェファソンの言う、教会と国家の間に立てられた分離の壁を保持する立場からの理由がある。これは後に触れる教区校生徒に対する無料教科書の供給、無料輸送の供与等にみられる、地方学校当局による学校資金の、宗教活動に対する支出を是認することによつて分離の壁が一步一歩破られるのではないか、という一般的な危慮に基づくものである。⁽⁶²⁾ たとえばこのような立場に

立つ考え方を代表するものとしてエヴァンソン対教育委員会事件⁽⁶⁾におけるラトレッジ判事の反対意見がある。すなわち同判事によれば、「一九三〇年のカクラン対州教育委員会事件(次節参照)における無料教科書の供給を合憲とする連邦最高裁の判決により、「分離の壁」に対する第一の侵害が行われ、一九四七年のエヴァンソン対教育委員会事件における、通学バス料金の償還を認めた連邦判決により「第二の侵害」が行われ、やがて「第三、第四の侵害そして更に他の侵害が試みられるだろう」と。

その後、教区校に対する連邦の援助を定める法律が連邦議会に提案されるが、州権を保護する立場および、教区校の援助を定める憲法上の規定がない、という理由から実現をみるには至らなかった。

たとえばそれらのうち、第八〇議会に提出された上院でのいわゆるタフト法案 (the Taft Bill) および下院でのマッコロワン法案 (the McCowan Bill) があるが、これらは各州の法律に従って連邦の資金が配分されることを定めることにより、公金を私立校および教区校に対して直接連邦から支払うのを避けることを目標としたものであった。しかしこの種の立法は公立校の組織に影響を与えるだけでなく各州に政治的、宗教的論争を引き起し、宗教

的不寛容を強め、憲法が避けようとしている国家の政治的、宗教的分割を結果することとなる、として結局日の目を見るに至らなかった。

- (21) William Jenkins & Others v. Inhabitants of Andover & Others, 103 Mass. 94. この事案については直接判決集を参照する機会を得なかった。Johnson and Yost, Separation of Church and State (1948) p. 100. 註49。
- (22) Stokes, vol. II p. 490.
- (23) 第一章第二節一(本誌一五卷三三七—三七二頁参照)。
- (24) 原典史二卷二〇七—二〇八頁。なお本誌一五卷二七〇—二七一頁参照。
- (25) 102 N. E. 464.
- (26) Stokes Church and State, Vol. II, p. 490 引用の Con-situations of the States and the United States (Albany, 1938.) pp. 790, 791. 註49。
- (27) Ibid., p. 490.
- (28) Courtis's Admin v. Whipple and Others, 24 Wis. 350 (1869).
- (29) The People of the State of Illinois v. William Mc-Adams, 82 Ill. 356 (1876).
- (30) Otken v. Lankin, 56 Miss. 758 (1879). (82)。(29) および本件については直接判決集を参照する機会を得なかつた。

- た。前掲 Johnson and Yost による。
- (31) State ex rel. Nevada Orphan Asylum v. Hallock, 16 Nev. 373 (1882).
- (32) Johnson and Yost, p. 101.
- (33) Ibid., p. 101.
- (34) 50 N. W. 632.
- (35) Ibid., 635.
- (36) State v. Hallock, 16 Nev. 373.
- (37) 50 N. W. 635-637.
- (38) Cook County v. Chicago Industrial School, 18 N. E. 183.
- (39) 18 N. E. 185.
- (40) 18 N. E. 196.
- (41) 28 Pac. 1000.
- (42) Ibid., 1001.
- (43) 166 N. W. 202. 206.
- (44) 166 N. W. 205.
- (45) In re Opinion of the Justices, 214 Mass. 599, 102 N. E. 464.
- (46) Ibid., 465.
- (47) 188 S. W. 1058, (1916)
- (48) 191 S. W. 507, (1919)
- (49) 112 S. E. 482.
- (50) Ibid., 485.
- (51) Ibid., 486. 487.
- (52) Ibid., 486.
- (53) 163 S. W. (2nd) 609., 141 A. L. R. 1136.
- (54) Ibid., 609.
- (55) この事件は事件名、結論共に明らかではない。州最高裁判例集にも未掲載と思われる。Johnson and Yost, p. 111.
- (56) いわゆる「請願と抗議の書」(A Memorial and Remonstrance) を指すものと思われる。これについては本誌一五巻三〇七二頁参照。
- (57) カトリックの宗教裁判所で中世以来主としてヨーロッパ南部で活躍したが、スペインの場合は特に著名であった。これは一八三四年に廃止された。
- (58) Harold E. Fey, "They Stand for Free Schools," Christian Century, July 2, 1947, p. 827., Johnson and Yost, op. p. 111.
- (59) この事件の帰結は明らかではない。本件は〔1〕、〔3〕と異なり、カトリックの児童のみが入学と認められ、宗教儀式が毎日執り行われ、実質上教区校と変わりがなく経営されていた。教育委員会の辞任により、このような運営は否定されたものとみることが出来よう。
- (60) Pittsburgh Catholic, March 17, 1938.
- (61) Johnson and Yost, op. p. 112.

(62) Ibid. pp. 112, 113.

(63) *Everson v. Board of Education*, 330 U. S. 1-74. (1947)
 については後に触れる。

第二項 連邦最高裁における判例

[1] 宗教活動に対する国の援助を取り扱った連邦最高裁判所の判例は一八九九年のブラッドフィールド対ロバーツ事件⁽¹⁾ *Bradfield v. Roberts* がある。同事件では、連邦政府による宗教団体経営の病院に対する、同病院による貧困な病者の治療に対する補償費の支払および病舎、病棟の建設が修正一条に反するかどうか、が問題とされた。

すなわち事案はコロンビア地区ワシントン市にあるプロビデンス病院 (*Providence Hospital*) 建設のため、連邦議会は一八六四年四月八日、「コロンビア地区、ワシントン市プロビデンス病院を設立するための法律」 (*An Act to Incorporate Providence Hospital of the City of Washington, District of Columbia*) を制定した。その内容は次のようである。

「合衆国連邦議会は以下のことを定める。

ルシイ・ギェン……およびその後継者は法律上も事実上も、プロ

ビデンス病院の監督として法人および公けの団体 (*body politic*) として構成された、……当該法人の名によりワシントン地区の裁判所において訴訟を遂行することができ、……また公けの標準 (*Common seal*) の使用ができ、……土地の財産、家屋、年賦金、動産、家畜、資金すなわち動産物件を所有し、購入し、受領し、保有し、享有することができ、同病院の利益のためになると考えられる方法でこれらのものを譲渡し、遺贈し、処分することができる。当該法人によって所有される不動産は一五〇、〇〇〇ドルを越えてはならない。

第二節。当該法人は同法人から法人の長、および彼らの目的遂行に必要な役員を任命する完全な権能を有し、彼らが欠けた場合に後継者を補充する権能を有する。当該法人は病者、および当該法人の処置ならびに保護の下におかれる傷病者の世話をするためワシントン市に病院を開設し、経営するための完全な権能を有する。

第三節。当該法人はまたその目的を達成するために必要と思われることを法律、規則、命令によって定める、完全な権能、権限を有する。これら法律等はコロンビア地区に効力を有する法律に反してはならない。また本法令は議会によって改定、変更あるいは廃止されるものとする。⁽²⁾

右の制定法には同法人の構成員の宗教あるいは宗教的信念につ

いは何も述べられてはおらず、同施設が一般的に運営される病院の設立の場合に等しい形態をとるものであった。これに対して納税者たる原告ブラドフィールドは、次のように述べて連邦政府による公金支払の差止を求めた。その理由として、当該プロビデンス病院は私的な慈善的な団体であつて、ローマ・カトリック教会の修道院の規律に服する者、あるいは同教会の婦人団体の会員から構成され、同教会の援助の下に経営されており、同病院所有の財産の名義はメリーランド、エミッツベルグの「慈善婦人団体」(the Sisters of Emmisburg) に与えられている。従つてコロンビア地区理事 (the commissioners of the District of Columbia) と右病院との間の契約は修正一条に反するものである、と主張した。この両者の間の契約とは次のようなものである。

「一八九七年三月に承認を受けた予算書に基づき、同地区の理事によつて整備され、同地区の保健担当官によつて承認された計画によつて、当該病院の敷地上に未成年者の伝染病患者の治療にあてるため隔離した建物または病棟を建設し、右建物および病棟完成の後には以下の条項に従ひ、プロビデンス病院に引渡される。

第一。隔離病舎、病棟の収容能力の三分の二は同地区の理事によつて送りこまれる貧困患者の使用のために常に確保しておかなければならない。これら病者各人につき年額二五〇ドルの割合で

滞在期間の費用を同地区理事等は支払うものとする。

第二。…略⁽³⁾」

このような状況の下に連邦最高裁判所はベツカム判事 (Justice Peckham) の意見により、このような病院の経営が修正一条に反するものではない、とする立場を明らかにした。

すなわち、

当該支出はコロンビア地区の施政を行うための一般的支出の一部なのである。……連邦議会の当該法律の……第一項によつて……当該病院の責任者は財産処分権限を有し、……第二項により……同法人は同病院の経営……につき完全な権限を有し……第三項は同病院の目的遂行のための必要な処置を行うために、同地区に効力を有する法律に反しないかぎり法律、規則、命令を制定する権能を定める。(しかし筆者) 同法には同病院の職員に宗教あるいは宗教的信念について何も定めてはいないのであつて、単に当該目的のために一般的に経営される病院の法人化の通常の場合にすぎないのである。上告人は当該病院が私的慈善団体で、その職員はローマ・カトリック教会に属するものである等……述べるが……このような事実は少なくとも同病院の法律上の性格を変えるものではなく、同法が定めた通常の法人を宗教的法人とするものではないのである。当該法律の下で同法人に所属するものがすべてローマ・カトリック教徒であるか、すべてメソヂイスト教徒で

あるか、長老派教徒であるか、ユニタリアン教徒であるか、あるいは他の宗教団体に所属するものであるか、あるいはまったくいずれの団体に所属しないものであるか、は当該法人化を定めた法律に関してなんの重要性も持たないのである。また同法は職員資格として個人の宗教的信念を問うてはいないのである。また当該病院がローマ・カトリック教会の賛助の下に経営されるかも知れない、ということも重大なことではない。賛助の下に経営されるということは同教会の影響を受け、あるいは後援の下に経営されることである。申立人は、同教会が同病院の管理に影響を及ぼし、おそらく支配するものである、と言う。しかし、同病院は当該法律に従って管理されなければならないのである。ある特定の教会の影響がその教派に属しないもの、および通常の団体に対して影響を及ぼすかも知れない、……と言うことはこのような法人の性質を宗教的あるいは教派的団体と変えるものではない。：同病院は単にローマ・カトリック教会の教義を有する人々によって管理されている通常の法人なのであり、彼らは言うまでもなく当該法律に従って同病院を経営しているのである。当該法人設立許可書自体が法人の権能の行使をある特定の宗教団体に属する者に限ってはいないのであり、むしろ逆にこれらの権限はこのような種類の施設の援助を求める人々すべてのために行使することを定めているのである。(傍点筆者)。」

裁判所はこのように述べて、同病院がワシントン市における貧困病者救済という「特別の限られた目的のために創設」⁽⁵⁾されたものであって、特定の宗教団体のために設けられたものではない、とした。かくて下級審の判決を認容することとなった。この判決は連邦最高裁判所が国による宗教団体、または宗教団体の活動に関連を有する団体に対する、公金の支出につき判断を下した最初のものである。この判決が持つ意味は、国または公共団体による右のような行為について修正一条の禁止する範囲が示された、と言うよりはむしろ修正一条の容認する範囲が示された、と言う点にあらう。つまり本件では、貧困病者の救済のために、宗教団体の経営する病院に付属させて病舎もしくは病棟の建設、治療費用等の支払を連邦議会の立法により定めたものであるが、このような議会の立法が修正一条によって容認された活動の範囲内にあることが示されたわけである。その理由は判旨に尽された通りであるが結局、国または公共団体が、宗教あるいは教派の教義が宣布あるいは教導される行為に対して、公金の支出をなし得ないとする立場に立ちつつ、本件のような法律に従って設立、管理されている病院の経営は、直接には勿論、間接にも当該宗教団体の奉ずる教義の宣布にはならない、と解しているように思われる。しかし第

第二章に述べた「分離の壁原則」の立場すなわち、修正一条は国家の、宗教活動に対する厳密な分離を意味するとする立場からは、本件が病院の経営は法律に従って行われ、また職員の有する信仰の有無、教義の異同は問題とされていなくても、特定の教派の団体の経営する病院の名の下に貧困者の治療にあたる事が、結局その宗教団体の活動の一環に奉仕していることとなりはしないか、の疑問が残る。つまりこの疑問はこの判決の二三年後すなわち一九二二年にジョージア州最高裁のベニット対ラ・グレインジエ事件(16)でとった立場から生ずるものである。ここでは救世軍の、貧民の保護にあたる活動に対してその実費を支払った行為を「現実の利益を付与することは宗教団体がその役割を成功裏に遂行する上の最も強力な手段なのである」として連憲としたのであった。このベニット対ラ・グレインジエ事件と本件とは事実を必ずしも共通にするものではないが、貧困者の保護、貧困病者の治療という行為に対する国もしくは公共団体の援助という点では軌を一にするものと思われる。ベニット対ラ・グレインジエ事件が本件の判旨を参照しているかどうかは同事件の多数意見が特に取りあげていないため明らかではないが、ベニット事件が本件よりは分離について一層厳しい立場をとったものようである。た

だ本件が連邦憲法修正一条に反するものではないとされた背景には、貧困者の治療等が国もしくは公共団体の責任であるとする立場からの福祉立法的な考慮があったのではないか、と思われる。後のエヴァンソン事件ではこの立場がより明確に示されるのである

が、本件の判旨にある「病院の機能はこのような種類の施設の援助を求め人々すべてのために行使される」、とするところに後のエヴァンソン事件での、福祉立法的な立場からの解釈の萌芽が見出されるように思われる。

(2) 連邦最高裁判所はその後一九〇八年、インディアンとの協定に基づきインディアンの子弟の教育のため、カトリック教会によって経営されている教区校に対し、連邦議会が公金を支出した事件について判断を下すこととなった。すなわち、クイック・ベア対リュープ事件(17) Quick Bear v. Leupp である。

この事件では、原告は合衆国市民であり、サウス・ダコタ州スー族 (the Sioux Tribe) に属するインディアンであり、被告はコロンビア地区に住む合衆国財務省、財務長官、内務長官、インディアン問題長官および財務省検査官であった。この事件で問題となつたのは、一八六八年四月二十九日のスー族協定 (the Sioux Treaty) 第七条、および一八八九年三月二日の同協定第一七条に

よって、合衆国は当該スー族の児童三〇人毎に一校舎、一教師を準備し、供給すること、当該教師は同住民の間に住み、教師としての彼の義務を忠実に遂行すること、を約した。この目的を達成するため、一九〇五年三月三日の法令により、右第七条および第一七条に従って、校舎の建設および修繕をふくむ、全日制の学校および職業学校の維持、経営のため、二二万五千ドルをスー族協定基金として支出することを定めたのである。

ところでその支出方法について一八八九年の法令一七条、および一八八〇年の法令第二節に定めがあるが、一八九七年の六月七日の法令には次の但書規定があった。すなわち、

「ただし、……これによって、今後いかなる教派の学校における教育のためにも、公金を支出するものではないことが、政府の安定した政策であることを明らかにする。」^(?)

このような状況の下に、合衆国インディアン問題長官リュープ (Francis E. Leupp) が、教派の組織であるコロンビア地区ワシントン、カトリック・インディアン伝道部と聖フランシス伝道委員会学校として知られる、当該ローズバッド保留地区所在の教派の学校において、当該スー族の多数の児童の保護、教育、経営を

目的とする契約を締結し、当該伝道委員会に対し、当該学校に出席するすべての児童のため、毎学期一定の率の補償を行うことを定め(原告の申立によると、二万七千ドルに達する、とある)、当該スー族協定基金 (Treaty fund)、あるいは当該スー族信用基金 (Trust fund) の利子、あるいはその双方から支払われることを内容とする契約を結んだ。

そこで原告は、この結果、当該伝道本部に対する支出が、議会によって認められた基金の違法な流用となり、一八九七年の法令の右にあげた但書条項に反するものであり、しかもかかる支出は当該スー族信用基金の利子を著しく減じ、原告および同地区のスー族の他のすべての者に対して重大な損害を与え、右基金からの利子を頭割りで受け取る資格を持つ原告等の利益を侵害することとなる、として以下の救済の申立を行った。

- (一) 当該インディアン問題長官たるリュープに対して、当該カトリック伝道部との、インディアン児童の保護、教育、維持のための、契約を履行する行為を永久に差止めること。
- (二) 当該伝道部に対する支払命令書の作製、署名、支払行為に対する永久差止命令を発すること。
- (三) 当該契約による侵害に対する賠償 (General relief) を行うこと。⁽⁸⁾

これに対してフル判事 (Justice Fuller) は支出された公金の性質を論じ、原告の請求を棄却して次のように述べた。

「二万七千ドルを支出する契約の効力が、インディアン間の教派的な教育 (Sectarian education) のためのすべての教育は一八九五年、九六年、九七年、九八年、九九年のインディアン支出法令に規定されている但書によって禁じられている、と言う理由から争われている。だが、もしこの但書がインディアン自身に属する「種族の基金」(tribal funds) に関するのではなく、さまざまの信念、信条を有するもの、あるいはまったく何も有しないものから徴収された合衆国の公金から、政府によってなされた支出にのみ関係するのであるならば、また、インディアン間の教育の目的のため無償で支出されたものであるならば、この但書は認められるべきである。(しかし筆者以下同じ) 支出に二つの型がありこの間の相違は毎年の支出法令の中で長く認められて来たのである。(すなわち) インディアン間の教育の目的のための公金の無償の支出は、「学校の維持」と称して従来行なわれて来たのであり、他方「協定基金」の支出は「協定条項の遂行とインディアン民族の維持」と称して行なわれていたのである。また、(上告人主張の) 「信用基金」はまったくインディアン支出法令の中にはないのである。支出の一つの型は政府に属する公金に關係を持つものであり、他の一つはインディアンに属し、政府によって彼らのために管理されるものである。」⁽⁹⁾

裁判所はこのように二つの資金の区別があることを指摘し、次に合衆国政府によるインディアンの教育のために支出された公金の歴史に触れ、両者の間の關係を要旨次のように述べた。

一八九五年までは政府は、インディアンの子童の教育のため教派の学校と契約を締結し、インディアン問題長官の裁量によって、「種族の基金」および政府の無償の支出金から支払って来ていた。しかし一八九四年に教派のための公金の支出に対して反対が出された。そこで内務長官は求めに応じてこれらの学校に支出されて来た公金の額を漸次減少するように勧告し、議会はこれに従い、一八九五年、教派の学校における公金の使用を制限する法律を制定した。これは「学校の維持」との名称をもって制定され、一八九六年以降かかる教派の学校に対する予算の支出は次第に縮小され、一八九五年までには八〇、五〇、四〇、三〇、そして当初の一五%となった。同年の法律には「これが教派の学校に対する最後の支出である」とする言葉が付加えられ、この後は教派の学校に対しては特に規定がないかぎり支出の対象からは除外された。また一八九六年の法令には但書、すなわち、「いかなる教派の学校における教育のためにも公金を支出するものではないことが政府の安定した政策である」があるが、この制限は無償で支出する公金の使用に対して適用されるのであって、インディアン自身に属する資金に対して適用されるものではない。(傍点筆者)。

このような立場に立つて裁判所は更に「協定基金」の性質に就いて次のように述べた。

「(とところで、筆者以下同じ)、すでに触れたように、一八六八年、合衆国はスー族のインディアンと協定を締結し、この協定の下で同インディアンは土地および他の権利の多くの譲り渡しを合衆国に対して行なったのである。このことを考慮に入れて、合衆国は児童三〇人につき一校舎を準備し、二〇年間にわたって、彼らのために初等教育を行うことのできる一教師を派遣する旨同意したのである。一八七七年には、より一層の土地の譲渡にかんがみ、合衆国は文明社会の職業の分野においてインディアンを指導するために必要な援助を行うことに同意し、学校を準備し、工業、農業の方法について彼らを指導することを定めたのである。一八八九年には議会は更に二〇年間右協定を延長し、このような教育に必要な便宜を彼らに付与するように協定の義務を拡張したのである。従って毎年のインディアン支出法令には、「協定条項の遂行とインディアン種族の維持」と称する標題の下に、右協定の条項を実施するための支出が行なわれたのである。

これらの支出は「学校の維持」と題する、公金の無償の支出とは異った基礎に立っている。(このようなわけで)二つの問題が各々の法令の中で分離して扱われており、本質的にそれらは異っているのである。一つはインディアンの教育のために無償で公金を支出する行為である。しかし「協定基金」はこの意味での公金

ではない。これはインディアンの所有に属するものであるか、あるいは少なくともそれが彼らに所屬するものとして政府が取り扱わなければならないものである。⁽¹⁰⁾……」

裁判所はこのように両基金の区別を明らかにした上、最後に憲法上の問題について次のようにその立場を明らかにした。
すなわち、

「……憲法の精神は、政府はたとえいかなる教派の学校における教育に対しても、公金を支出してはならないと言う原則を政策に適用しなければならぬ、と言うことを要求している。

その理由は、合衆国の行為は常に非教派的 (undenominational) でなければならず、それ故政府は自己の基金の使用の場合も、あるいはそれ以外の信託者の基金の使用の場合も、教派的立場に立つて行為をすることは許されぬ、とすることに基づく。従ってたとえ基金の所有者が望んだとしても、スー族のための信用基金をカトリックの学校における教育のために使用することはできないのである。

しかしながら我々は、合衆国が国教を定めることに関する法律を、あるいは自由な宗教活動を禁ずる法律を制定することができないという理由から、政府が非教派的であることが必要であって、従ってインディアンが彼ら自身の選択した学校において、彼らの児童を教育するため彼ら自身の資金を使用するのを許容する

ことができない、と言う主張を認めることはできないと考える。」⁽¹¹⁾

裁判所はこのように述べて原告の主張を拒否し、原審の次の判旨を引用した。

「……これらの資金は彼らに交付されるものではない。しかし資金が分割され交付されてはならないだけであって、彼らの利益のために、また一部は彼らの教育に支出されるものなのである。すなわち、もし彼らが彼らの費用で宗教的教育を受けることを希望している場合、(修正一条を制定した筆者) 議会がこのことを禁ずるのを意図していた、とは考えられもしないように思われる。つまりもし議会が、このような意図を持っていたのであるとすると、これはインディアンの間において自由な宗教的活動を禁止することを意味することとなるだろう。……」

裁判所は右のようにその立場を明らかにした。結局この事件で裁判所は、合衆国政府に対するインディアンの土地その他の権益の移譲に対して、合衆国が「協定基金」を設置し、インディアンの教育等にあてることを目的としたものであって、その使用方法については同民族の自由な意思に委ねられており、合衆国政府の行為ではない、とする立場に立っているように思われる。

従って、この事件が政府による、宗教団体が設置した学校にお

ける公費教育の是認を意味するものではないことは勿論、宗教団体設置の学校と契約を締結し、児童の教育の委託を是認するものでもない、と思われる。判決がこの「協定資金」から宗教団体の経営する学校に対する支出を、インディアン自身の任意に基づくものである、とする事実認定の下に、この支出を差止めることは彼らの信教の自由を奪うものであるとする立場を示したことは大きな意味がある。裁判所は、この「協定資金」がインディアンの土地その他の権利を合衆国に譲渡したいわば対価として設置されたものである、とする立場から、資金の使用方法が彼らの任意に委されたものであって、合衆国政府の知るところではない(合衆国政府はその管理にあたるにすぎない)とする立場に立っているように思われる。従って当該インディアン民族が希望するならば、宗教団体の経営する学校に対して用いることもできるのであり、修正一条は右のような支出までを禁ずるものではない、とする考え方を導いているようである。そしてこの考え方を更に一歩進めて、この支出を差止めることはインディアンの信教の自由を奪うこととなって、むしろ逆に修正一条に反する結果となると考えているように思われる。

このようにこの判決を取りあげてみると、裁判所は、修正一条

の規定する政教分離の原則を厳格に貫ぬく場合（本件で言うならば、たとえ政府が管理をするにとどまる場合であっても、公金の支出にあたっては厳に分離原則を貫ぬいて、宗教団体の経営する学校その他の施設には一切の支出を認めない、と言うこととなる）には、他方修正一条の保障した宗教の自由に対する侵害（本件の場合で言うならば、当該インディアン民族の希望する宗教団体の経営する学校への通学、およびそこで宗教教育を受ける自由に対する禁止あるいは制限）に結びつく、とする見解に立っていることが指摘できよう。この見解は、[5]において述べたダン対シカゴ職業学校事件における裁判所の立場と共通である。このシカゴ職業学校事件では、両親の所属する教派と等しい教派が経営する職業学校に児童を委託し、そこで行われた宗教的礼拝を差止めることは児童の宗教の自由を奪うこととなる、としたのであった。

このような、政教分離の原則を厳格に貫ぬく場合には他面信教の自由の侵害となる、とする見解は、主としてそれらの学校、施設等における宗教的儀式、行事が、児童、生徒等参加者多数の信仰に一致するかぎり妥当なもののように思われる。この意味においてタイツク・ベア対リュープ事件の、「協定基金からの公金の差止めが彼らの信教の自由を奪うこととなる」とする論理が是認さ

れるものと思われる。しかし、宗教的儀式等がそれら参加者の信仰に一致しない場合、つまり、教派を異にする少数の参加者に関するかぎり、右の論理は修正一条の見地から妥当性を欠くもののように思われる。このような見解は、少数者の宗教の自由の保障と言う、いわば修正一条が目指した理念から当然生ずるもののように思われる。しかし裁判所がこのような立場に立つて判決を書いたのは、聖書朗読、主の祈りを違憲とした一九六二年、一九六三年に至ってからなのである。

第三項 まとめ

さて、以上にあげられた州最高裁および連邦最高裁の事件をまとめると次のように言えるだろう。これまで取り扱った事件から宗教団体経営の施設に対する物質的援助の型を以下のように区分することができる。

すなわち、

- (一)、宗教団体の経営する孤児院、病院等に対する援助の場合、
- (二)、宗教団体の経営する学校、教会の一部を借用して公立校を運営する場合、
- (三)、教区校の建設、および教区校に対する直接的援助の場合、
- (四)、その他の場合、である。

これらの場合、州最高裁の態度はすでに掲げたように公共団体

による援助を是認するもの、あるいは否定するものがある。

(一)の場合では、孤児院内の学校(9)〔ネヴァダ州〕、職業学校(11)〔イリノイ州〕に対する援助はいずれも否定された。しかし、一

九〇〇年代に入って、孤児院内の普通教育に従事する教師に対する給与等の支払(2)〔一九〇四年〕、保護を必要とする児童のための職業学校に対する委託費の支払(1)〔イリノイ州〕の場合には容認

されるに至っている。このような孤児院、職業学校に対する公金の支払が認められた理由として、「過去の習慣に基づき(2)、

他の公立校における同一の教科課程をとり(2)、学習時間における宗教的指導が存在しないこと(2)」「および「宗教的行為

の差止は児童の信仰の自由を奪うこと(5)」があげられている。一九〇〇年代に入って児童の収容施設等に対する援助が容認

されるこのような傾向は、後に一九四七年連邦最高裁で争われたエヴァンソン対教育委員会事件にみられる児童福祉理論の萌芽と

考えることができようか。このことは連邦最高裁の、貧困病者のための病院の建設および治療に対する経費の支払を容認した事

件(1)〔一九九九年、ブラッドフォード対ロバート事件〕第二項〔1参照〕からも指摘することが

できよう。この事件で連邦最高裁が支出を合憲とした主たる理由は「同病院がローマ・カトリック教会に属するものによって管理

されている(にしても筆者以下同じ)、このような種類の施設の援助を求める人々すべてのために(利用されることとなつてい

る)」からなのであり、このような立場は福祉的立法に基づく政策の是認に基づくものと考えられる。

ただ、その後一九二二年のジョージア州での、救世軍に対して貧困者の援助その他に必要とした経費の償還をする行為について

(16)〔ジョージア州〕、これを、「(宗教団体が)現実の利益を付与することは、宗教団体がその役割を成功裏に遂行する上の最も強力な手段なのである」として排斥した点は注目される。「分離の壁」の原則を貫ぬいた立場に立つものと思われる。

(一)の場合では、教会の地下室(1)〔イリノイ州〕、教区校の教室(3)〔一九〇八年、ウイスコンシン州〕、教会所有の建築物の一部(16)〔一九二九年、ニューヨーク州〕

をそれぞれ借用した行為が容認されたのである。その理由は、「教育委員会は公立校設置のため必要な建物を借用する権限を有

し、建物の性質に関係のないこと(11)」、「教区校借用につき利害関係者たる納税者の黙示の承認と同意に基づくもので今に至

って借用行為を停止することはできないのであり(3)」、「教会内に設置された公立校の教育課程が他の公立校の教育課程と等

しい(6)」とするものである。ただこれらの場合に教区校内の

公立校において行われていた宗教的儀式等の差止が認められ(3)、あるいは教会内の公立校に宗教的な絵画、彫像等が存在しないこと(6)、また宗教的儀式に対する出席は児童の任意にまかされていることが指摘され(1)ている。

このような一八八〇年代から一九二〇年代にかけての公立校設置の行為が容認されたのに対し、一九一〇年代から一九四〇年代にかけての、教区校の教室(13)アイオワ州)、教派設立の大学の内部(15)インタックキー州)、教区校の校舎(19)件は教育委員会の辞任により裁判所の管轄)をそれぞれ借用した行為が否定された。その理由は、教派に所属する修道女である教師による宗教儀式等が行われ(13)、教派設立の大学に所属する教師による教育が行われ(15)、教区校校舎を借用し修道女を教師とすることは分離の原則に反する(19)とするところにある。これらの事案では一八八〇年代から一九二〇年代にかけての三事件に比較して一層厳しく分離の立場が示されているように思われる。たとえば一九一〇年のアイオワ州の場合(13)では、一九〇八年のウイスクンシン州(3)が示した、「黙示の承認と同意に基づく借用行為にともなうて支払われた費用を償還することは、衡平法上の懈怠の責によって認められるわけにはいかない」とする立場を否定する態度を明らかにして

いる。すなわち、アイオワ州最高裁は上告人の主張に対し、「地区の住民の黙認または同意によって学校の設置が認められたとすることは法律の定めていない基準を設定することとなる」、としてこれを斥けた。更に上告人の「学校を設置した時に黙認している、現在に至ってこの行為の中止を申立てるのは禁反言の原則に反する」とする主張を認めるわけにはいかない」、と否定している。教会あるいは教区校の一部を借用して公立校を設置する行為につき、次第に否定的な解釈がとられるようになったことがここで示されている。このこと理由の一つとして、公立校が十分に整備されていない時代においては、教会、教区校の建物を借用して公立校を運営することが、いわば止むを得ない仮の方法としては認されていたところにあるもののように思われる。後に公立校の整備にともない、このような教会、教区校を借用して営まれた一時的な公立校の設置が、政教分離の見地から厳しく批判される方向に進んだものと思われる。たとえばこのことを間接的に示すものとして、教区校を公立校へと変更して統合した場合の、宗教的儀式等の行為が従前通り行われる形態につき、裁判所はこのことが児童の宗教の自由の否定である、とする立場からこれを停止し

料 たものがある (18)一八九四年。

資

(18)の場合では、焼失した教派所属の私立学校の再建 (7)一八六
マサチュー
セツツ州) 、教派所属の私立学校に対する公金の支出 (8)直接的
意旨とするのか、事案は明らかではないが、一八六九年、ウイスコ
ンシン州、一八七六年、イリノイ州、一八七九年、ミシシッピ州) 、教派設
立の大学に対する直接的な公金の支出 (12)一八九二年) 、教区校に
対する公金の支出 (17)一九三三年、オハイオ州、支出を目) がある。
いずれも州憲法に違反する行為である、として否定されている。

その他四の場合には、教区校が無料の給水を受けた場合 (4)一
一〇年、ニュ
ーヨーク州) 、州憲法は公立校以外に公金を支出することを禁じ
ているが、大学のような高度の教育機関はその禁止の範囲の外に
あると判断された場合 (14)一九一三年、マサチューセツツ州。ただし、本
件は具体的な事件についての判断ではない。
インディアン) の教育のため教派の設立した学校に対して基金を支
出した場合 (第二項 (2)一九〇八年、クイック) がある。無料の給水
の場合は契約条項の解釈により、また、インディアン) の教育の場
合は彼ら自身に属する資金からの支出を理由にそれぞれ合憲とさ
れている。しかし、クイック・ベア対リュープ事件をもって、連
邦最高裁が教派の設立した学校における教育に対し、公金を支出
することを容認した、と解する余地は少なくとも存在しないよう
に思われる。しかもこの場合、インディアン) 民族の土地その他の

権益の譲渡にともなう「協定基金」の設置という、特殊な条件の
下に支出が行われている点を見落すことは出来ないのであって、
州最高裁のいくつかの判決にみられる支出 (たとえば (1)、(3)、(6)
など) とは事柄の性質を異にしているのである。従って連邦最高
裁がこの事件において、教派の設立した教育機関に対する公金の
支出を一般的に認める立場に立っている、と解することは出来な
いであらう。

- (1) Joseph Bradfield v. Ellis H. Roberts, Treasurer of the
United States. 175. U. S. 168.
- (2) 175. U. S. 169. 170.
- (3) 175 U. S. 168. 169.
- (4) 175. U. S. 170. 171.
- (5) 175. U. S. 171.
- (6) Reuben Quick Bear v. Frances E. Leupp, 210 U. S.
50, (1908), Katz, p. 429. Fellman, p. 440.
- (7) 210 U. S. 52.
- (8) 210 U. S. 54.
- (9) 210 U. S. 77.
- (10) 210 U. S. 80.
- (11) 210 U. S. 81.
- (12) 210 U. S. 82.